平成２４年（フ）第３４８号
奈良県磯城郡田原本町大字三笠212番地の９、前住所奈良県磯城郡田原本町大字新町197番地の１　202
債務者　嶋村　健一
１　決定年月日時　平成25年１月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第７３９号
埼玉県草加市弁天２丁目８番１号
債務者　長島　且典
１　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４号
埼玉県春日部市緑町４丁目４番16号
債務者　関根　房子
１　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４５３号
埼玉県熊谷市佐谷田3916番地１　アトゥム熊谷108号、旧住所埼玉県熊谷市本町１丁目216番地　豊栄ハイツ109号
債務者　鎌形　　義
１　決定年月日時　平成25年１月22日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１３６３号
千葉市若葉区桜木３丁目９番25号　モア・ステージ千葉桜木１番館908号
債務者　林田　　昇
１　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１３７２号
千葉県市川市稲荷木１丁目12番２―102号　メゾン稲荷木
債務者　畑中　静男
１　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１４１５号
千葉市若葉区西都賀１丁目18番７―103号
債務者　紅谷　晴久
１　決定年月日時　平成25年１月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４４９号
静岡県駿東郡小山町須走109番地の５　東富士病院、住民票上の住所静岡県御殿場市新橋1330番地の１　ステュディオ新橋101
債務者　杉山　祐輝
１　決定年月日時　平成25年１月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第８５号
三重県松阪市湊町184番地６　ローレルコート松阪1208
債務者　東谷公輝こと　浜地　公輝(旧姓徳田)
１　決定年月日時　平成25年１月23日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２４年（フ）第３１７号
岡山県総社市総社３丁目12番３号
債務者　藤岡　浩二
１　決定年月日時　平成25年１月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第３２２号
岡山県倉敷市北畝２丁目９番38号
債務者　三宅真梨絵
１　決定年月日時　平成25年１月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第６号
岡山県倉敷市玉島上成382番地１　サンファミリア205
債務者　福間　弘光
１　決定年月日時　平成25年１月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１２５号
岡山県津山市東一宮69番地７　ニューシティはるかぜＢ205
債務者　山﨑　則幸
１　決定年月日時　平成25年１月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第４６２号
高知市朝倉甲229番地３　沖田団地63号
債務者　松下　智穂
１　決定年月日時　平成25年１月23日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４６４号
高知市竹島町157番地20
債務者　前田　　亮
１　決定年月日時　平成25年１月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４７０号
高知市種崎351番地　ハウスミンクルＢ棟106号室
債務者　高野　紘旨
１　決定年月日時　平成25年１月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４７３号
高知市鴨部上町５番５号　かもべ宮ノ丸201
債務者　吉村　太介
１　決定年月日時　平成25年１月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
高知地方裁判所破産係